



香川労働局発表令和4年12月23日

報道関係者 各位

香川労働局労働基準部 監督課

監督課長森脇忠臣

主任地方労働基準監察監督官 北原 久敬

(直通電話) 087 (811) 8918 (夜間電話) 087 (811) 8926

https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/

香川労働局が「荷主特別対策チーム」を編成 ~トラック運転者の長時間労働対策で特別チームが新たに発足~

厚生労働省は、本日、自動車運転者の労働条件について定めた「改善基準告示」(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第7号))を改正(※)しました。※適用は令和6年4月1日。

この改正にあわせ、香川労働局(局長 松瀬貴裕)は長時間の荷待ち改善などを発着荷主等へ要請する「荷主特別対策チーム」を新たに編成し、トラック運転者の長時間労働是正に取り組みます。

自動車運転の業務は令和6年3月31日まで働き方改革関連法による労働時間の上限規制が猶予されており、今回の改正は働き方改革の一環となります。道路貨物運送業は他業種と比較し長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であるため、働き方改革を一層進める必要があります。しかし、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難な長時間労働の要因があるため、「荷主特別対策チーム」が発着荷主等に対して要請と働きかけを行うこととしました。

香川労働局では、改正された改善基準告示を広く周知するほか、こうした取組を通じて、 トラック運転者の方が健康に働くことができる環境整備に努めてまいります。

【荷主特別対策チームの概要】

- トラック運転者の労働条件の確保・改善に知見を有するメンバーで編成されます 労働局に新たに任命する荷主特別対策担当官を中心に、トラック運転者の労働条件の確保・改 善に知見を有する労働局・労働基準監督署のメンバーにより編成しています。
- 労働基準監督署が発着荷主等に対して要請します 労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ち改善への努力、②改善基準 告示の運送業務発注担当者への周知とトラック運転者による遵守への協力、などを要請します。
- 労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけます 労働局のメンバーが、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組める よう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行います。
- 長時間の荷待ちに関する情報を収集します

厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」(※)を新設し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行います。



**URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html



トラック運転者の

改善基準告示が 改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



1年の拘束時間

かて前/午晩等)

3,516時間

改正後

原則:3,300時間

最大:3,400時間

1か月の拘束時間

改正前(月換算)

原則:293時間

最大:320時間

改正後

原則:284時間

最大:310時間

1日の休息期間

改正前

継続8時間

改正後

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます







トラック運転者の

「改善基準告示」が改正されます。



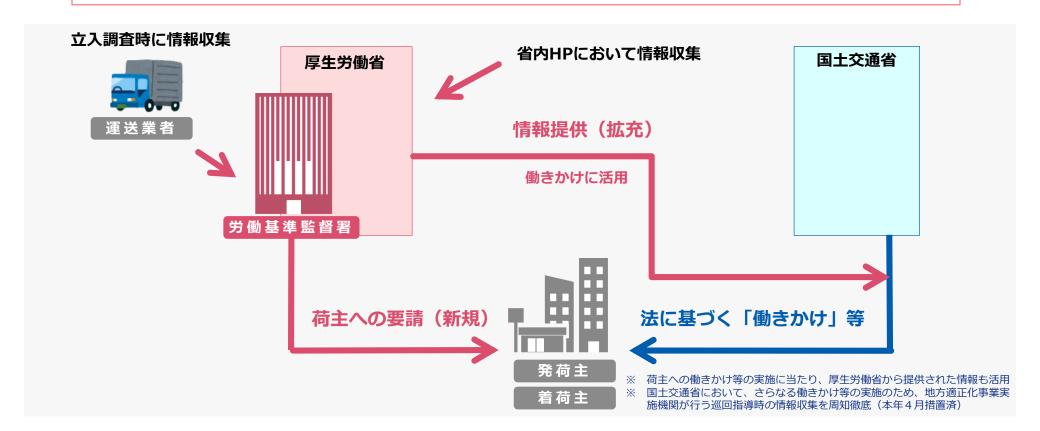
令和6年4月より適用予定です。

1年、1か月の 1年:3,400時間以内 1年:3,400時間以内 1年:3,400時間以内 1年:3,400時間以内 1年:3,400時間以内 1年:3,400時間以内 1月:310時間以内 1か月:310時間以内 (年6か月まで) 1か月:310時間以内 (年6か月まで) 1か月:310時間以内 (年6か月まで) 1か月:310時間以内 (年6か月まで) 13時間以内 (上限15時間、14時間超は連続3か月まで (21か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める 13時間以内 (上限15時間、14時間超は運統3か月までが目安) 「例外」宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(本)、16時間まで延長可(選2回まで) ※1:1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合 1時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 「例外」宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(本)、維続8時間以上(選2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える 2日平均1日:9時間以内 2週平均1週:44時間以内 4時間以内 2週平均1週:44時間以内 4時間以内 3転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 「例外】SA-PA等に駐停車できないごとにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可 予期し得ない事象への対応時間を、1日の均束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる(本2・3) 勤務終了後、通常とおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回るない)を与える ※2:予期し得ない事象とは、次の事象をいう。	节和044730						
【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※1)、16時間まで延長可(週2回まで) ※1:1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合 継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※1)、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える 運転時間 2日平均1日:9時間以内 2週平均1週:44時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】SA・PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可 予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる(※2.3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※2:予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 運転中に乗勝している車両が予期せず故障したこと 運転中に乗りて当り、連続運転時間にとと 連転中に発事や事なの発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと 運転中に災害や事なの発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと		1年: 3,300時間以内1年: 3,400時間以内1か月: 284時間以内1か月: 310時間以内(年6か月まで) ① 284時間超は連続3か月まで					
【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※1)、継続8時間以上(週2回まで) 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える	1日の拘束時間	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(**1)、16時間まで延長可(週2回まで) ※1:1週間における運行がすべて長距離貨物運送(一の運行の走行距離が450km以上の貨物運送)で、					
連続運転時間 4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない [例外] SA・PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可 予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる(※2.3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※2:予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・ 運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・ 運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・ 運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・ 異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと	1日の休息期間	【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合(※1)、継続8時間以上(週2回まで)					
 連続運転時間 運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】SA・PA等に駐停車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可 予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる(※2.3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える 予期し得ない事象 ※2:予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと 	運転時間	2日平均1日:9時間以內 2週平均1週:44時間以內					
予期し得ない事象への対応時間を、1日の拘束時間、運転時間(2日平均)、連続運転時間から除くことができる(※2.3) 勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※2:予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと	連続運転時間	運転の中断時には、原則として休憩を与える(1回おおむね連続10分以上、合計30分以上) 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない					
	予期し得ない事象	勤務終了後、通常どおりの休息期間(継続11時間以上を基本、9時間を下回らない)を与える ※2:予期し得ない事象とは、次の事象をいう。 ・運転中に乗務している車両が予期せず故障したこと ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航したこと ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖されたこと又は道路が渋滞したこと ・異常気象(警報発表時)に遭遇し、運転中に正常な運行が困難となったこと					
### 分割休息(継続9時間の休息期間を与えることが困難な場合)	特例	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##					
休日労働 休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない	休日労働	休日労働は2週間に1回を超えない、休日労働によって拘束時間の上限を超えない					

労働基準監督署による荷主等への要請について(トラック)

労働基準監督署による要請(新規)

- ▶ 荷主・元請運送事業者に対し、労働基準監督署から配慮を要請
 - (要請の内容) 長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること。 運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知すること。
- 対象企業選定にあたり、
 省内HPや立入調査時に収集した情報を活用 ⇒ 国土交通省にも情報提供





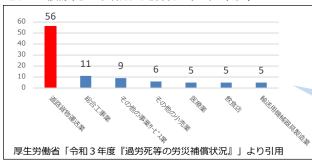
- 長時間の恒常的な荷待ちは、自動車運転者の長時間労働の要因 となります。
- 物流を支える自動車運転者の健康のためにも 長時間の荷待ちの改善に向けて ご理解とご協力をお願いします。
- ▶ トラック運送事業者とも相談し、ぜひ前向きに検討をお願いします。



▲ 他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

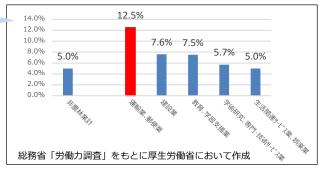
道路貨物運送業は、 他の業種に比べて 長時間労働の実態にあります

脳・心臓疾患の支給決定件数(上位業種)



月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者 の割合※(ト位業種)

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合



過労死等の労災支給決定件数も 最も多い業種です

このような状況もあって、改善基準告示※が定められており 道路貨物運送業はこれを遵守しなければなりません



※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準(平成元年労働省告示第7号) トラック運転者の拘束時間などを定めたもの。



しかし、長時間労働の要因には 昔からの取引慣行など事業主の努力だけでは 見直しが困難なものもあります

社会インフラである「物流」の現状

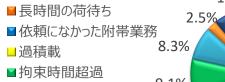
▲ このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難



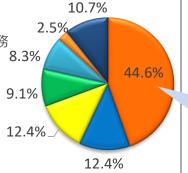
国民生活や経済活動に不可欠な 社会インフラである「物流」

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の 発生などにより危機的状況との指摘もあります

国土交通省による「働きかけ」等における 違反原因行為の割合(R4.11.30時点)



- ■無理な配送依頼
- ■異常気象
- ■その他



国土交通省は 違反原因行為※が疑われる荷主に 「働きかけ」等を行っています

※ 貨物自動車運送事業法等の違反の原因となるおそれのある行為

「働きかけ」の中で 荷主都合による長時間の荷待ちが 約半数を占めています

長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、

長時間の荷待ちを発生させないよう努めましょう。

取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・ 積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる



「荷主と運送事業者の協力による取引環境と 長時間労働の改善に向けたガイドライン」 (厚生労働省・国土交通省・公益社団法人 全日本トラック協会(2019/08)

改善した現場の声



荷待ち車両がいなくなって、 敷地が有効活用できるようになり、 近隣住民の方からの苦情も なくなりました。

構内のリフトマンや 荷受け作業員の作業の平準化 につながりました。おかげで、 ミスも減りました。



3

荷待ち時間解消のため 出荷順に合わせた荷置きを行ったら ピッキング作業などが減り、自社の 積込み時間が削減できました。

注文からお届けまでの 期間に余裕を持たせることで、 安定した物流サービスを 受けることができますね。



2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

発注担当者にも改善基準告示を知ってもらい、

トラック運転者が告示を守れる着時刻などを設定しましょう。 また、改善基準告示に違反して**安全な運転を確保できない** ような発注を行うことはやめましょう。



改善基準告示の内容は、最寄りの労働基準監督署や 裏面の労働時間管理適正化指導員へお問い合わせください。

■事前通知のない荷役作業の依頼はやめましょう

トラック運転者に**事前通知なく荷役作業を行わせてはいけません**。 労働災害防止のため、トラック運転者に**荷役作業をお願いする** 場合でも、事前によく相談して決めましょう。



「荷主」って誰のこと?



当社は商品を受け取る だけなので 関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことか な。 うちは小さいから関係 ないはずね。

中小企業



いえいえ。

荷主というのは、

荷物の出し手である発荷主だけではなく、 荷物の受け取り手である着荷主も該当します。 また、会社の規模なども関係ありません。 皆さんの行動も、トラックドライバーの方の 長時間労働の削減のためにとても大切です。

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しに当たっては、

都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。 ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		(2022.

.12)